

窓の断熱性能表示制度について



窓の断熱性能表示制度がスタートしました。 平成23年4月1日施行

■省エネ建材等級表示改正の主旨について

経済産業省では、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法第86条)に基づき、「窓等の断熱性能に係る情報提供に関するガイドライン」を策定し、平成20年4月より施行されてきました。これは住宅の省エネルギー性能に対する関心の高まりを背景として、窓等の断熱性能に係る情報を提供することで、より断熱性の高い窓の普及を図ることを目的としたものです。平成22年5月には、窓の断熱性能を消費者に更にわかりやすく伝えるためにガイドラインの改正が告示され、平成23年4月より施行されました。断熱性能を表示する省エネ建材等級ラベルが「窓・サッシ・ガラス」の三種類から、「窓」のみに一本化されました。

■省エネ建材等級表示方法について

- ①省エネ建材等級区分は、開口部基準の熱貫流率にて4つに区分されます。
- ②窓の熱貫流率の確認方法は、JIS A4710-2004「建具の断熱性試験方法」又はJIS A2102-1及びA2102-2「窓及びドアの熱性能—熱貫流率の計算」による計算法に準拠します。
- ③断熱性の高さは、4つの☆マークの塗りつぶしにより段階別に表示します。
- ④ラベルの貼付については窓製造メーカーや窓の組立事業者などが行います。

■省エネ建材等級表示区分

建築材料の種類別	表示区分	等級記号	ラベル表示
窓	熱貫流率が2.33以下のもの	★★★★★	
	熱貫流率が2.33を超え3.49以下のもの	★★★★☆	
	熱貫流率が3.49を超え4.65以下のもの	★★★☆☆	
	熱貫流率が4.65を超えるもの	★☆☆☆☆	

断熱性能が高い

断熱性能が低い

■製造事業者を特定する表示



※製造事業者等の氏名もしくは、名称または商標その他の当該製造事業者等を特定するに足りる事項を表示します。

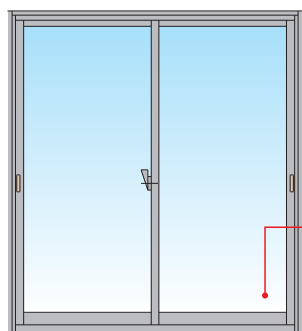
※0.2㎡未満の窓や出窓・天窓、ガラスルーバー窓等には「省エネ建材等級ラベル」を貼付いたしません。

※★1つの窓については「省エネ建材等級ラベル」は協会加盟各社の自主判断により貼付されない場合があります。

※★は左から順に塗りつぶして表現します。

※ドア、引戸についてはラベル貼付いたしません。

■ラベル貼付位置



省エネ建材等級ラベルの貼付位置は室内側から見て右下隅となります

※(一社)日本サッシ協会自主基準に準拠



■省エネ建材等級表示対象品目

種類	品目
窓 ※内窓を除く	FIX窓
	引違い、片引き、引分け窓等
	上げ下げ、片上げ下げ窓
	開き、たてすべり出し窓等
	オーニング窓
	突き出し、すべり出し窓
	内(外)倒し窓等
	折りたたみ戸